令和８年度

学校推薦型選抜
学生募集要項

（Ｗｅｂ出願）

国立大学法人
滋賀医科大学
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

目　　次

■滋賀医科大学 Web 出願の流れ …… 1
■理念等 …… 2
■入学者選抜関係日程 …… 11

■学生募集要項
募集人員 …… 12
出願資格等 …… 13
医学科
看護学科
大学入学共通テストで受験を要する教科・科目
出願手続 …… 15
出願期間
出願書類等の提出先及び照会先
出願書類等
出願方法
受験票の印刷
留意事項
選抜方法等 …… 17
医学科
看護学科
合格者発表 …… 18
入学手続 …… 19
不正行為等の取扱い …… 20
障害等のある入学者志願者との事前相談 …… 21
個人情報の取扱い …… 21
生成 AI の利用について（注意事項） …… 22

■滋賀県医師養成奨学金制度の概要 …… 23
滋賀県医師キャリア形成プログラムについて …… 25
滋賀県キャリア形成卒前支援プランについて …… 26

■滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金制度の概要 …… 27

■学内の略図 …… 29

■医学科における研究医の養成について …… 30

■大学案内 …… 31

※詳細については、大学案内パンフレットを参照してください。

滋賀医科大学 Web 出願の流れ

本募集要項に掲載する入学者選抜試験への出願は、「滋賀医科大学 Web 出願システム」による Web 出願のみです。

1	**本募集要項の内容を必ず確認**
2	**事前準備・必要書類等の取得**

▼

3	**Web 出願システムで出願登録** Web 出願システム：https://home.postanet.jp/PortalPublic/Identity/Account/Login?gkcd=010080 Web 出願利用ガイド：https://www.shiga-med.ac.jp/admission/undergraduate/requirements ※ 詳細は「Web 出願利用ガイド」を参考にしてください。 ※ 出願書類の内容に誤りがないか必ず確認してください。
4	**入学検定料の支払い** Web 出願システムで支払方法（コンビニエンスストア、ペイジー、クレジットカード）を選択し、期間内に支払手続きを行ってください。 ※出願登録と入学検定料の納入だけでは、出願したことになりません。
5	**出願書類の印刷** 本募集要項の指示に従い、印刷してください。
6	**出願書類を高等学校へ提出、出身学校長を通じて郵送** 出願書類の確認後、印刷した「出願書類提出用宛名シート」を市販の角形 2 号封筒に貼り付け、必要書類を封入し、高等学校へ提出してください。高等学校は、出願期間内に出願書類等を一括の上、「書留・速達郵便」で郵送してください。

▼

7	**受験票のダウンロード・印刷** １２月１日（月）頃よりダウンロード可能となる「受験票」をダウンロード及び印刷し、試験当日に必ず持参してください。

【注　意】

Web 出願システムに出願登録しただけでは出願は完了しておらず、必要書類を提出してはじめて、出願完了となります。また、一度登録を確定した情報は変更できません。登録する内容に誤りがないか、必ずチェックを行ってください。

理　念　等

本学は、昭和 49 年 10 月に医学部医学科を設けて開学し、昭和 53 年 10 月には附属病院を開院しました。昭和 56 年 3 月に第 1 回卒業生を送り出し、昭和 56 年には大学院医学専攻博士課程を設置しました。また、平成 6 年には医学部に看護学科を、平成 10 年には大学院に修士課程看護学専攻を設置しました。さらに、令和 6 年には大学院に看護学専攻博士後期課程を設置し、設置にあわせて、修士課程を博士前期課程に名称変更しました。

医学科においては、6 年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士（医学）の学位を授与します。また、卒業すると、医師国家試験受験資格が得られます。

なお、医学科には PhD‐MD 制度があります。PhD‐MD 制度とは、医学科 4 年修了後ただちに大学院に進学して、博士号の学位（PhD）を取得した後、本人の意思により医学科 5 年に復学して臨床医を目指す道、あるいは基礎系研究者となる道のいずれかを選択できる制度のことをいいます。

看護学科においては、4 年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士（看護学）の学位を授与します。また、卒業すると、看護師の国家試験受験資格が得られます。なお、保健師または助産師の課程（いずれも選択制・定員制・学内選抜）を修了した者は、看護師のほかに保健師または助産師の国家試験受験資格も得られます。

理　念

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

使　命

1．豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
2．研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。
3．信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

医学科　教育目標

医学部医学科では、本学の使命のもと、豊かな教養と確かな倫理観を備え、高度な専門的知識と技能を有し、教育・研究・臨床等の実践の場で中心的な役割を担い、地域医療、社会福祉、国際社会に貢献する人材の育成を目指しています。

教養と倫理観

一般教養、医の倫理、行動科学等の講義・実習を通じて、医のプロフェッショナルに求められる豊かな人間性と確固たる倫理観を醸成する。

専門性

基礎医学、臨床医学及び社会医学等の講義・実習を通じて、医師・医学研究者になるための幅広い知識、技能を涵養する。

科学的探究心と国際性

研究室配属、研究医養成コース、海外留学等を通じて、科学的探究心や国際的な研究・医療に貢献する素養を養成する。

地域医療への貢献

地域医療体験実習、学内外の臨床実習等を通じて、地域医療の意義を理解し、全人的医療を地域に提供できる能力を養成する。

看護学科　教育目標

医学部看護学科では、本学の使命のもと、豊かな教養と確かな倫理観を備え、高度な専門的知識と技術を有し、教育・研究・臨床等の実践の場で中心的な役割を担い、地域のニーズに合わせた看護職の役割を理解することができる次のような能力を備えた人材育成を目指しています。

教養と倫理観

一般教養、医療の倫理、行動科学等の講義・実習を通じて、看護の対象となる多様な人々の信条、人格、権利を尊重し、確固たる倫理観をもって行動できる豊かな人間性を養う。

専門性

看護実践のエキスパートを目指して、健康上のニーズを把握し、支援するために必要な基本的能力、包括的な保健・医療・福祉の実践における多職種・多機関との連携・協働の必要性を認識し、看護職としての責任を果たす能力を養う。

科学的探究心と国際性

問題発見力・論理的思考力を身につけ、国際的見地に立ち、将来の看護専門職リーダーとして成長できる素養を養う。

地域医療への貢献

国内外の保健・医療・福祉環境の変化に関心を持ち、地域医療に貢献できる能力を養う。

医学科　アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

求める学生像

近年、生命科学の分野は著しく進歩し、医学に関する知識量は膨大となり、また新たな学問分野も生まれつつある。一方、医学・医療に対する社会のニーズは多様化し、医学・医療のみならず、生命科学、福祉、国際医療等、様々な分野において、有能な人材が求められている。このような状況の中、本学の理念に基づき、医療人に必要な学識・能力・技能を修得する素養を持ち、医学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような人材を求めている。

1．医学の修得に必要な幅広い基礎学力と応用力を有する者
2．十分なコミュニケーション能力を持ち、協調性や他者への思いやりのある者
3．大いなる好奇心を持ち、自ら考え自ら解決する気概のある者
4．地域医療に深い関心を持ち、特に滋賀県の医療に貢献する意欲を持つ者
5．国内外における医学・医療研究の実践及び発展のために、生涯を通じて真摯に取り組む者

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するために、一般選抜（地域医療枠を含む）、学校推薦型選抜（地元医療枠を含む）、第２年次学士編入学試験を行っている。地域医療枠、地元医療枠では、滋賀県の医療に情熱を持って従事しようとする者を望んでいる。

学校推薦型選抜

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テスト、小論文、面接を総合して選抜を行う。大学入学共通テストでは幅広い基礎学力を測り、小論文では理解力、思考力及び表現力を評価し、調査書等の提出書類と面接では地域医療への意欲、協調性、自己表現力、リーダーシップ、倫理観、コミュニケーション能力等を評価する。

医学科　カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

医学部医学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識と能力の修得を可能とする教育課程を以下のように編成し、提供します。

１．教育課程の編成の方針

授業科目を医学教養科目、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ（基礎科学）、専門基礎科目Ⅱ（医学導入）、専門科目Ⅰ（基礎医学）、専門科目Ⅱ（臨床・社会医学）、専門科目Ⅲ（臨床実習）として体系的に区分し、それらを低学年次からくさび型に配置することにより、６年間を通して医のプロフェッショナルとして必要な知識、技能、倫理観及び科学的探究心を養うことを目標にした教育課程を策定する。

２．教育課程における教育・学修方法に関する方針

（１）プロフェッショナリズム

６年間を通じて豊かな教養や医療人としての確固たる倫理観及び社会性を養うため、行動科学、生命・医療倫理学などを含む医学教養科目を低学年次からくさび型に配置する。また、医学教養科目に区分する授業科目においては、専門にかかわらず求められる「ジェネリック・スキル（汎用的技能）」を養成する。

（２）専門的な医学知識に基づく問題対応能力

専門科目Ⅰ（基礎医学）においては、医学の基本的概念の理解を助けるとともに問題発見・解決能力、自己開発能力を養うため、臨床医学との接続を踏まえた講義形式の授業に加え、少人数で行う実習形式の授業を実施する。専門科目Ⅱ（臨床・社会医学）における臨床系授業科目では、疾患の系統的理解を助けるため、授業科目を臓器･器官別に、関連する分野との垂直的・水平的統合のうえで編成する。

（３）基本的診療技能に基づく全人的医療

確かな臨床推論能力を養うため、専門科目Ⅱ（臨床・社会医学）において、横断的臨床領域の具体的な症例を TBL 形式で学ぶ授業科目を導入する（TBL：チーム基盤型学習)。さらに、全人的医療を提供するための基本的能力を養うため､行動科学に関する授業科目を医学教養科目として低学年から継続的に配置する。専門科目Ⅲ（臨床実習）においては、学生が「臨床実習生（医学）」として、教員の指導のもとに診療チームの一員となって診療に参加し、基本的臨床手技や臨床推論能力を身につけることができるよう、診療参加型臨床実習を実施する。さらに、より実践的な診療技能を修得できるよう、医学部附属病院だけでなく、市中病院や診療所での診療参加型臨床実習を実施する。

（４）コミュニケーションと多職種連携

医学教養科目において､適切なコミュニケーション方法を身につけることができるよう初年次教育科目を開講する。また、本学看護学科との合同授業科目を複数設置することに加え、専門基礎科目ⅢⅡ（臨床実習医学導入）において、地域の保健医療福祉施設や医学部附属病院における実習を配置することで、早期からの多職種連携教育を実施する。その他、教育課程では一貫してグループワークや TBL などのアクティブラーニングの手法を取り入れることによりコミュニケーション能力や協働する姿勢を涵養する。

（５）地域医療への貢献

専門科目Ⅱ（臨床・社会医学）における社会医学系授業科目では、国内外の保健や公衆衛生等､人々の健康増進に必要な社会医学の役割と課題について理解を深めることができる多様な講義・実習を配置する。また、それらの社会医学系授業科目との接続を踏まえて、医学教養科目に区分される社会科学系科目を低学年次から継続的に配置することにより､医療を社会の一部として捉える視点を養成する。さらに、低学年次から継続的にプライマリ・ケアに関する講義・実習を実施することに加え、地域医療教育研究拠点病院や県下の診療所において診療参加型臨床実習を実施することで、地域医療に貢献するための能力を育成する。

（６）科学的探究心と国際的視野

低学年から最先端の基礎医学研究に触れる授業科目を配置するとともに､自ら研究テーマを設定し､国内外で研究活動を行う授業科目を配置することにより､すべての学生が医学研究を体験し、研究に対する意欲や理解力を養う機会を提供する。さらに、「研究医養成コース」と連動する授業科目の配置により､学生の興味関心の程度に応じてより深く研究に関われる環境を整備する。また、国際的視野を養うことを目指し、継続的に英語教育を実施するとともに、医学研究・臨床実習においてそれぞれ海外研修の機会を提供する。

（７）情報・科学技術の活用

発展し続ける情報化社会や人工知能等の情報・科学技術を理解し、またそれらと向き合うための倫理観を身につけ、これらの技術を正しく活用できるよう、6 年間を縦断するように数理科学・統計学・情報科学等に関する授業科目を配置する（「数理・DS・AI 時代の医療人育成教育プログラム」）。

（8）生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

医学教養科目に、自主能動的に学修するために必要な心構えや学修・思考法を身につけることを目的とする初年次教育科目を配置する。また、医学・医療に直接関連する講義・実習を入学後早期から配置し、学生の医学修得の動機付けを積極的に行う。

3．学修成果の評価の方針

・シラバスに記載された学修目標について、筆記試験、実技試験、レポート等、多面的な評価方法により、それぞれの到達状況を客観的に評価する（授業科目レベル）。

・共用試験 CBT・OSCE や医師国家試験に準拠して実施する卒業試験等によっても随時学修成果を評価することに加え、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定したアウトカムの達成状況によって学修成果を評価する（教育課程レベル）。

医学科　ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

医学部医学科では、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、次のとおり優れた知識と能力を身につけた学生に学士（医学）の学位を授与します。

1．プロフェッショナリズム

豊かな人間性と確固たる倫理観を備え、他者の立場を尊重して利他的に行動し、医のプロフェッショナルとして自己の向上を図ることができる。

2．専門的な医学知識に基づく問題対応能力

発展し続ける基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の幅広い知識を有し、診療や研究の場で活用することができる。

3．基本的診療技能に基づく全人的医療

基本的診療技能や臨床推論能力を有し、患者の抱える問題を臓器横断的に捉え、心理・社会的背景を踏まえて全人的医療を実践することができる。

4．コミュニケーションと多職種連携

十分なコミュニケーション能力や協調性を有し、多職種と連携・協働して、患者とその関係者を支援することができる。

5．地域医療への貢献

国内外の保健・医療・福祉に関する知識を有し、地域社会・国際社会の多様な要請を踏まえて医療を提供し、公衆衛生の向上に貢献することができる。

6．科学的探究心と国際的視野

科学的探究心を有し、基本的研究手法と研究倫理を修得し、国際的視野を持って医学研究を行い、医学・医療の発展に貢献することができる。

7．情報・科学技術の活用

個人情報保護等の情報リテラシーを備え、人工知能等の情報・科学技術に関する知識を有し、医学研究・医療に活用することができる。

8．生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

生涯にわたって自己主導的に学ぶ姿勢を有し、他者とともに研鑽することができる。

看護学科　アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

求める学生像

本学の理念に基づき、高い教養と確固たる倫理観を備えた看護職の育成を目指しており、卒業生が看護師、保健師、助産師として地域に貢献し、また看護職者としてのスペシャリストや管理職、教育者・研究者として活躍できることを目標としている。そのため、看護職に必要な学識・能力・技術を修得する素養を持ち、看護学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような人材を求めている。

1．看護学の修得に必要な幅広い基礎学力と応用力を有する者
2．十分なコミュニケーション能力を持ち、協調性や他者への思いやりのある者
3．能動的学習や生涯学習ができ、看護学の修得や課題の探究に真摯に取り組む者
4．地域医療に深い関心や貢献する意欲を持つ者

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するために、一般選抜（地域医療枠を含む）、学校推薦型選抜（地元医療枠を含む）を行っている。地域医療枠、地元医療枠では、滋賀県の医療に情熱をもって従事しようとする者を望んでいる。

学校推薦型選抜

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テスト、面接を総合して選抜を行う。大学入学共通テストによる学力評価に加え、志願理由書等の提出書類や面接で学修の到達度や高等学校在学中の様々な活動実績、志望の意欲や明確さ等を評価する。

看護学科　カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

医学部看護学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識と技術の修得を可能とする教育課程を以下のように編成し、提供します。

1．教育課程の編成の方針

授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ、看護専門科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・実習に体系的に区分し、それらの授業形式として講義、演習及び実習を効果的に組み合わせて編成することで、医療者として必要な知識や、実践的看護技術、倫理観及び科学的探究心を養うことを目標にした教育課程を策定する。

2．教育課程における教育・学修方法に関する方針

〈全課程〉

1．プロフェッショナリズム

看護専門職者としての社会的な責任と倫理を身につけることを目的として、カリキュラムを編成する。また、医療・看護学における倫理について学ぶ授業科目を4年間一貫して配置することで、医療・看護活動や看護研究に関わる様々な倫理的課題に気づく力を養う。

2．看護学の知識と技術

看護専門職者として求められる知識と技術を理論と実践の統合をもって学習することを目的とした「らせん型カリキュラム」を編成する。専門基礎科目から専門看護科目までの知識の積み重ねと統合を繰り返し行えるよう科目を配置する。

3．課題対応能力と看護実践能力

知識の活用、技術の適用、思考過程の明確化に基づいて看護が実践されることを体験的に知り、それらを統合的活用のできる能力を育成することを目的として、医療機関のみならず地域の保健・医療・福祉施設との連携・協力のもと臨地実習科目を配置する。

4．コミュニケーションと多職種連携

看護専門職者を目指す本学の学生として求められる共通の素養である、高いコミュニケーション能力、人間や社会の多様性への理解を身につけることを目的として、カリキュラムを編成する。具体的には、低学年次から地域の保健・医療・福祉施設や医学部附属病院における早期からの多職種連携教育を企画する。

5．地域医療への貢献

すべての学生が自ら設定したテーマによる研究活動の体験を通じて、看護学における独創的かつ批判的に考える能力と研究に対する意欲や理解力を養う機会を確保するため、臨床的知見を踏まえた看護学研究や論文作成の方法を教授する授業科目を配置する。また、国際的視野の涵養を目指すため、継続的に外国語や国際保健に関する授業を実施するとともに、看護学研究の一環として海外研修の機会を確保する。

6．科学的探究心と国際的視野

地域における保健・医療・福祉ニーズを把握するための基本的能力の修得を目的として、専門基礎科目 II において社会福祉制度・疫学・地域保健・地域ケアシステムに関する授業科目を配置する。

さらに、低学年時から地域に貢献する医療職としての実践的な能力の修得を目的として、看護専門科目において地域包括ケア、在宅療養支援や訪問看護サービスの提供について体系的な理論を学ぶ授業科目、及び地域の訪問看護ステーション等における実習科目を配置する。

7．情報・科学技術の活用

発展し続ける情報化社会や人工知能等の情報・科学技術、またそれらと向き合うための倫理観を理解し、これらの理論・技術を正しく活用できるよう、4 年間を横断するように数理科学・統計学・情報科学等に関する授業科目を配置する（「数理・DS・AI 時代の医療人育成教育プログラム」）。

8．生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

看護専門職者として自律的学修を継続する能動的姿勢の涵養を目的として、4 年間の講義・演習・実習を通してアクティブラーニングを取り入れたカリキュラムを編成する。

〈保健師課程〉

公衆衛生看護活動における地域診断の基本的知識及び住民の健康課題の解決に必要な基　本的技術を養うための授業科目を配置する 。

〈助産師課程〉

母子保健や女性の健康に関する課題について、助産師に求められる役割と責任を理解し必要な助産診断と助産技術を養うための授業科目を配置する。

〈訪問看護コース〉

地域医療や地域包括ケアの中心的役割を担う看護専門職者に求められる知識、技術及び題解決力を養うための授業科目を配置する。

3.学修成果の評価の方針

シラバスに記載された学修目標について、筆記試験、実技試験、レポート等、多面的な評価方法により、それぞれの到達状況を客観的に評価する。

また、教育課程レベルでは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定したアウトカムの達成状況によって学修成果を評価することに加え、看護学 OSCE、看護基本技術習得チェック表等よっても随時学修成果を評価する。

看護学科　ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

医学部看護学科では、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、次のとおり優れた知識と能力を身につけた学生に学士（看護学）の学位を授与します。

〈全課程〉

1．プロフェッショナリズム

豊かな人間性と確固たる倫理観を備え、互いの立場を尊重し、看護のプロフェッショナルとして社会の責任を遂行することができる。

2．看護学の知識と技術

多様な人々に対する看護に必要な知識と技術を身につけている。

3．課題対応能力と看護実践能力

科学的根拠に基づいた臨床判断能力を身につけ、良質かつ安全な看護を実践することができる。

4．コミュニケーションと多職種連携

コミュニケーション能力を自ら涵養し、看護の対象者や対象者を取り巻く人々、保健・医療・福祉に関わる専門職と相互を尊重した良好な関係を築き、対象者の問題解決に向けて連携・協力することができる。

5．地域医療への貢献

地域の保健・医療・福祉ニーズを把握し、地域医療に貢献できるとともに、すべての人々の健康生活を支援することができる。

6．科学的探究心と国際的視野

知的好奇心を高め、専門職あるいは将来の研究者としての基本的研究手法等を修得することにより、国内及び国際社会における看護・医療の発展に貢献する素養を身につけている。

7．情報・科学技術の活用

個人情報保護等の情報リテラシーを備え、人工知能等の情報・科学技術を利活用することができる。

8．生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

自己主導型学習能力や生涯学習態度を身につけ、他者とともに研鑽することができる。

〈保健師課程〉

人々の健康で文化的な生活を営む権利を保障するために、保健師の役割を理解し、主体的な公衆衛生看護活動を行うことができる。

〈助産師課程〉

助産診断に基づく助産ケアの実践と分娩介助等の周産期医療において助産師に求められる能力を身につけ、さらにウィメンズヘルスの支援をすることができる。

〈訪問看護コース〉

地域医療を深く理解し、地域包括ケアを担う看護専門職として支援できる。

入 学 者 選 抜 関 係 日 程

大学入学共通テスト

受験案内公表　6 月 20 日(金)

↓

出願期間 9 月 16 日(火)～10 月 3 日(金)

↓

大学入学共通テスト実施日　　1 月 17 日(土)・18 日(日)

追　試　験　実　施　日　　1 月 24 日(土)・25 日(日)

学　校　推　薦　型　選　抜

出願期間　11 月 4 日(火)～10 日（月）

↓

試験日【医学科・看護学科】12 月 13 日(土)

↓

合格者発表　2 月 10 日(火)

↓

入学手続期日　2 月 18 日(水)

一 般 選 抜（前 期 日 程）

募集要項公表　11 月上旬

↓

出願期間　1 月 26 日(月)～2 月 4 日(水)

↓

試験日【医　学　科】2 月 25 日(水)
26 日(木)
【看護学科】2 月 25 日(水)

↓

合格者発表　3 月 10 日(火)

↓

入学手続期日　3 月 15 日(日)

※　**後期日程は、実施しておりません。**

学　生　募　集　要　項

募　集　人　員

学　　科	募　集　人　員	
	一般枠	地元医療枠
医　　学　　科	２４	１１
看　護　学　科	１０	5

【医学科　地元医療枠　１１名】

滋賀県出身者（注１）のうち、地域医療に強い意欲を持ち、入学初年度より、滋賀県が設定する「滋賀県医師養成奨学金」（注２）の貸与を受け、卒業後、滋賀県知事が指定する滋賀県内の医療機関等で診療業務等に従事するとともに、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加する意思を持った者を募集する枠です。

・地元医療枠出願者が、地元医療枠で合格とならなかった場合、一般枠において合否判定の対象となります。
・志願状況や受験者の入試成績によって、地元医療枠の合格者数が同枠の募集人員を下回る場合は、その欠員分を一般枠に振り分けることがあります。

【看護学科　地元医療枠　５名】

滋賀県出身者（注１）のうち、地域医療に強い意欲を持ち、入学初年度より、滋賀県が設定する「滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金」（注３）の貸与を受け、卒業後、滋賀県内の医療機関等で看護職としての業務に従事する意思を持った者を募集する枠です。

・地元医療枠出願者が、地元医療枠で合格とならなかった場合、一般枠において合否判定の対象となります。
・志願状況や受験者の入試成績によって、地元医療枠の合格者数が同枠の募集人員を下回る場合は、その欠員分を一般枠に振り分けることがあります。

注１　両学科の滋賀県出身者とは、（１）又は（２）のいずれかに該当する者です。

（１）滋賀県内の高等学校若しくは中等教育学校を

①　医学科においては令和６年度中に卒業した者及び令和７年度中に卒業した者又は卒業見込みの者。

②　看護学科においては令和７年度中に卒業した者又は卒業見込みの者。

（２）本人又は父母、祖父母、未成年後見人のいずれかが、新たに入学する年度の４月１日の１年前の日より前から、引き続き滋賀県内に住所を有する者。

注２　「滋賀県医師養成奨学金」は、滋賀県が特に本学医学部医学科の入学者を対象に設定する、将来、滋賀県内の医療機関等で勤務する医師を養成するための奨学金制度です。制度の詳細は、２３ページの「滋賀県医師養成奨学金制度の概要」を参照してください。

注３　「滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金」は、滋賀県が滋賀県内の看護系学科を持つ３大学を対象に設定する、将来、滋賀県内の医療機関等で勤務する看護職員を養成するための奨学金制度です。制度の詳細は、２７ページの「滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金制度の概要」を参照してください。

出　願　資　格　等

医学科

出願資格	高等学校若しくは中等教育学校を令和６年度中に卒業した者及び令和７年度中に卒業した者又は卒業見込みの者で、令和８年度大学入学共通テストにおいて、本学が指定した教科・科目（次ページ参照）を受験し、かつ、次の出願要件を満たす者
出願要件	１．出身学校における学習成績、人物について、本学が求める人材（将来の医師又は研究者にふさわしい優れた能力・人格を有し、更に本学志願の動機が明確であり、積極性に富んでいる者）であると学校長が責任を持って推薦できる者 ２．スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した学校生活を送った者 ３．出身学校において物理、化学及び生物から２科目以上履修（見込みを含む）した者（理数科にあっては、理数物理、理数化学及び理数生物のうち２科目以上） ４．出身学校における調査書の学習成績概評がＡ段階の者 ５．合格した場合は、入学を確約できる者
推薦人員	１高等学校若しくは１中等教育学校の学校長が推薦し得る人員に、制限は設けません。

看護学科

出願資格	高等学校若しくは中等教育学校を令和７年度中に卒業した者又は卒業見込みの者で、令和８年度大学入学共通テストにおいて、本学が指定した教科・科目（次ページ参照）を受験し、かつ、次の出願要件を満たす者
出願要件	１．出身学校における学習成績、人物について、本学が求める人材（将来の看護師、保健師、助産師又は研究者にふさわしい優れた能力・人格を有し、更に本学志願の動機が明確であり、積極性に富んでいる者）であると学校長が責任を持って推薦できる者 ２．スポーツ・文化活動やボランティア活動等を通して、充実した学校生活を送った者 ３．出身学校における調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上の者 ４．合格した場合は、入学を確約できる者
推薦人員	１高等学校若しくは１中等教育学校の学校長が推薦し得る人員に、制限は設けません。

大学入学共通テストで受験を要する教科・科目

学　　科	教　科	科　　目	科目数
医 学 科	国　　語	『国語』	1
	地理歴史 公　　民	『地理総合，地理探究』、『歴史総合，日本史探究』、 『歴史総合，世界史探究』、『公共，倫理』、『公共，政治・経済』 から１科目選択	1
	数　　学	『数学Ⅰ，数学Ａ』、『数学Ⅱ，数学Ｂ，数学Ｃ』の２科目	2
	理　　科	『物理』、『化学』、『生物』から２科目選択	2
	外 国 語	『英語』必須	1
	情　　報	『情報Ⅰ』	1
看護学科	国　　語	『国語』	1
	地理歴史 公　　民	『地理総合，地理探究』、『歴史総合，日本史探究』、 『歴史総合，世界史探究』、『公共，倫理』、『公共，政治・経済』 から１科目選択	1
	数　　学	『数学Ⅰ』、『数学Ⅰ，数学Ａ』、『数学Ⅱ，数学Ｂ，数学Ｃ』 から１科目選択	1
	理　　科	『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』 （「地学基礎」を除く２つを選択解答）、 『物理』、『化学』、『生物』から１科目選択	1
	外 国 語	『英語』必須	1
	情　　報	『情報Ⅰ』	1

（注）１．地理歴史及び公民から２科目を受験している場合は、第１解答科目の成績を採用します。
２．看護学科の数学について、複数の科目を受験している場合は、高得点の科目の成績を用います。
３．看護学科の理科について、
① 基礎を付した『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』を選択する場合においては、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」のうち、いずれか２つを選択解答してください。
② 理科から２科目を受験している場合は、第１解答科目の成績を採用します。
４．外国語は『英語』を必須とし、リーディング及びリスニングの両方を受験してください。

出　願　手　続

1．出願期間

学　　科	出　　願　　期　　間
医　学　科	令和７年１１月４日（火）～１０日（月）午後５時まで（必着）
看　護　学　科	

2．出願書類等の提出先及び照会先

〒520-2192　滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学　学務課入試室入学試験係　　電話　077-548-2071（直通）

3．出願書類等

＊印は Web 出願システムから、★印は本学ホームページから様式をダウンロードしてください。

		摘　　要
＊	**入学志願票** **（学校推薦型選抜用）**	①　本学 Web 出願システムより出願情報を登録 ②　写真（3 か月以内に撮影した正面上半身、無帽のカラー写真。縦横比率 4：3、ファイルサイズ 10MB まで）をアップロード ③　入学検定料の納付後、「入学志願票」をダウンロードし、A4 サイズの用紙に「片面・カラー」で印刷 ※カラー印刷ができない場合には、モノクロ印刷でも可とします。
	成績請求情報 **（国公立推薦型選抜用）**	本学は Web 方式で請求を行います。 Web 出願システムの指定欄へ「申込番号」等を入力してください。
★	**推薦書**	本学所定の様式により、出身学校長が作成し、厳封したもの。 所定の様式は本学ホームページからダウンロードし、A4 サイズの用紙に「両面・白黒」で印刷してください。 ※両面印刷ができない場合には、片面印刷でも可とします。 https://www.shiga-med.ac.jp/admission/undergraduate/requirements
★	**志願理由書**	本学所定の様式により、志願者本人が 1,600 字以内で作成したもの。所定の様式は本学ホームページからダウンロードし、A4 サイズの用紙に「両面・白黒」で印刷してください。 ※両面印刷ができない場合には、片面印刷でも可とします。 https://www.shiga-med.ac.jp/admission/undergraduate/requirements
	調査書	文部科学省が定めた様式により、出身学校長が作成し、厳封したもの。
	住民票等	**＜地元医療枠出願者のみ＞** １２ページ記載の滋賀県出身者のうち、（２）に該当する志願者は、本人又は父母、祖父母、未成年後見人のいずれかの現住所の居住期間及び本人との続柄が分かる市区町村役場が発行する住民票等の証明書を提出してください。
＊	**出願書類提出用** **宛名シート**	Web 出願システムよりダウンロード後、必要事項を記入したうえで、市販の角形 2 号封筒（24 cm×33.2cm）に貼り付けてください。

（備考）１．いったん受理した出願書類は、理由のいかんにかかわらず返還できません。

2．出願書類等に記載事項の記入漏れ、その他不備のある場合は、受理しないことがあります。
3．出願書類等受付後は、記載事項の変更は認めません。
4．出願書類に虚偽の申告をした者については、入学後であっても入学許可を取り消すことがあります。
5．出願書類等の作成に当たっては、２２ページの「生成 AI の利用について（注意事項）」を確認してください。

４．出願方法

（１）本学 Web 出願システムに情報を登録

以下 URL から本学 Web 出願システムにアクセスし、出願情報を登録してください。
https://home.postanet.jp/PortalPublic/Identity/Account/Login?gkcd=010080

（２）入学検定料の支払い

検定料　17,000 円
本学 Web 出願システムから検定料を納入してください。
※入学検定料支払い時に払込手数料が別途かかります。

（３）出願書類等の印刷

入学検定料の支払い後、「出願書類提出用宛名シート」、「入学志願票」の PDF ファイルがダウンロードできるようになりますので、A４サイズで印刷してください。
印刷した「出願書類提出用宛名シート」に必要事項を記入したうえで、市販の角形２号封筒（24cm×33.2cm）に貼り付け、以下の出願書類を封入してください。
①入学志願票、②志願理由書、③住民票等（地元医療枠志願者のみ）

（４）出願書類を高等学校へ提出、高等学校で取りまとめて郵送

出願書類等は、出身学校長を通じて郵送してください。出身学校長は、各志願者の出願書類等を志願者別にそれぞれ所定の封筒に封入し、郵送にあたっては、一括して別の封筒に入れ『書留・速達郵便』で送付してください。
また、既卒者については、出身学校長を通じて郵送するか、難しい場合は個人で郵送しても構いません。

５．受験票の印刷

（１）本学で出願を受理した志願者については、以下の日程で Web 出願システムから「受験票」及び「受験者注意事項」をダウンロードできるようになります。（ダウンロード開始日に、登録されたメールアドレスへ通知します。）
ダウンロードした受験票は、Ａ４用紙に「片面・カラー」印刷し、受験票下部に記載の指示に従って加工のうえ、試験当日に必ず持参してください。（**本学からは送付しません。**）

受験票ダウンロード開始日
１２月１日（月）頃

（２）Web 出願システムに「受験者注意事項」を掲載します。試験当日の注意事項のほか、試験室及び受験者控室の配置図を記載していますので、必ず確認してください。

（３）ダウンロードした受験票に不備がある場合には、速やかに以下まで連絡してください。
【連絡先】学務課入試室　077-548-2071（直通）

６．留意事項

（１）国公立大学の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す場合、課さない場合を含む）へ出願することができるのは、１つの大学・学部に限られるので、留意してください。

（２）国公立大学の一般選抜における合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名、性別、生年月日、高等学校等コード、本学の受験番号及び大学入学共通テストの受験番号に限り、合否及び入学手続に関する個人情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達します。

（３）入学検定料返還該当者への返還手続きについて
入学検定料返還の該当者は以下のとおりです。以下に該当しない者は理由のいかんを問わず返還は行いません。該当する者は、１５ページの「２．出願書類の提出先および照会先」へ１２月４日（木）までに必ず申し出てください。

① 検定料を払い込んだが出願しなかった（出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった）者

② 検定料を誤って二重に払い込んだ者

選　抜　方　法　等

医　学　科

１．選抜方法

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テストの成績、小論文、面接を総合して合格者を決定します。

２．選抜の日程

月　日	時　　間	科 目 等	備　　考
１２月１３日（土）	１０:００～１２:００	小 論 文	資料に基づいて論述させ、理解力、思考力及び表現力を評価する。
	１３:３０～	面　　接（グループディスカッション）	将来、医師又は研究者となるにふさわしい資質・適性の観点から評価する。詳細については、受験票と共にダウンロード可能となる受験者注意事項で、通知する。

３．場　所

滋賀医科大学（２９ページの「学内の略図」を参照）

４．受験に関する注意

（１）試験当日は、「**滋賀医科大学受験票**」を必ず持参してください。

（２）試験当日は、「**午前９時２０分**」までに指定の試験室に入室してください。試験室及び受験者控室の配置図は、Web 出願システムに掲載する「受験者注意事項」により確認してください。

（３）小論文の試験開始後３０分以内の遅刻に限り、受験を認めます。
なお、面接は集合時刻（試験当日に通知）に遅刻した時点で、受験資格を失いますので特に注意してください。
（４）小論文に使用できるものは、**黒鉛筆（シャープペンシル可）、鉛筆キャップ、消しゴム、鉛筆削り（電動式を除く）、メガネ、時計（計時機能のみ）、目薬、ハンカチ、ティッシュペーパー（中身だけ取り出したもの）**に限ります。
（５）昼食（湯茶を含む）を用意してください。
（６）志願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。

看 護 学 科

１．選抜方法

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テストの成績、面接を総合して合格者を決定します。

２．選抜の日程

月　日	時　　間	科 目 等	備　　考
１２月１３日（土）	9:３０～	面　　接（グループディスカッション）	将来、看護師、保健師、助産師又は研究者となるにふさわしい資質・適性の観点から評価する。 詳細については、受験票と共にダウンロード可能となる受験者注意事項で、通知する。

３．場　所

滋賀医科大学（２９ページの「学内の略図」を参照）

４．受験に関する注意

（１）試験当日は、「**滋賀医科大学受験票**」を必ず持参してください。
（２）面接についての詳細（集合時刻等）は、Web 出願システムに掲載する「受験者注意事項」により確認してください。
なお、所定の集合時刻に遅刻した時点で、受験資格を失いますので特に注意してください。
（３）志願者に対する宿泊施設の斡旋は行いません。

合　格　者　発　表

令和８年２月１０日（火）午前１０時（予定）

合否照会サイト（https://www.postanet.jp/PassPlus/Login?gkcd=/010080）において発表します。合格者には別途、Web 出願システムに「合格通知書」及び入学手続書類等を掲載します。
なお、電話による問い合わせには一切お答えできません。

※「合格通知書」等のダウンロード可能期間：令和８年２月１８日（水）午後５時まで

入　学　手　続

１．入学手続方法

入学手続システムにて実施します。合格者は、Web 出願システムに「入学手続等に関する手引き」を掲載しますので、内容を確認の上、手続期間内に手続きを完了してください。

２．手続期間

令和８年２月１０日（火）～ 令和８年２月１８日（水）午後５時まで

３．納付金

（１）入学料　　282,000 円

（２）授業料　　267,900 円（前期分）、535,800 円（年額）

① 納付の詳細については、合格者に別途通知します。

② 前期分の授業料は、口座振替又は本学所定の振込依頼書により令和８年５月中に納付していただくことになります。

③ 授業料については、年額を納付することができます。

④ 上記の納付金は予定額であり、入学前もしくは在学中に改定された場合は、改定時から新しい納付金を適用します。

４．納付金の徴収猶予等

入学料及び授業料には徴収猶予等の制度があり、これに関する手続等については、合格者に別途通知します。

５．留意事項

（１）入学手続には、「滋賀医科大学受験票」と「国公立大学入学確認票」が必要となります。

（２）学校推薦型選抜合格者で、本学の指定する期限までに入学手続を完了しなかった者は、学校推薦型選抜の合格者としての権利を失うとともに、他の国公立大学を受験しても合格者とはなりません。

ただし、やむを得ない事情により、推薦を行った高等学校長から令和８年２月１８日（水）午後５時までに「学校推薦型選抜辞退願」（様式任意）を本学に提出し、許可を得た場合はこの限りではありません。

６．一般選抜への出願

（１）学校推薦型選抜の志願者は、不合格となった場合に備え、本学を含む、いずれの国公立大学・学部の一般選抜にも出願することができます。出願する場合は、「前期日程」の大学・学部から１つ、「後期日程」の大学・学部から１つの合計２つの大学・学部に出願することができます。

ただし、大学入学共通テストの受験を要する教科・科目については、当該大学・学部の指示に従ってください。

（２）学校推薦型選抜の志願者が本学の一般選抜に出願する場合は、学校推薦型選抜出願書類等とは別に、一般選抜の「出願書類等（一般選抜の募集要項を参照）」を整え、出願期間中（令和８年１月２６日（月）～２月４日（水））に提出してください。

７．その他

入学の確約に違約した場合は、翌年度以降の出身学校からの推薦を受理しないことがあります。

不 正 行 為 等 の 取 扱 い

以下のことをすると不正行為となります。**不正行為を行った者は失格とし、それ以降の受験は認めません。また、それまでに受験していた全ての教科・科目の成績を無効とします。**

なお、不正行為によっては、**警察に被害届を提出する場合もあります。**

（１）Web 出願システムへ本人とは異なる写真をアップロードするなど、故意に虚偽の情報を入力すること。
（２）解答用紙に、故意に本人以外の名前や受験番号を記入すること。
（３）カンニング（試験中に教科書・辞書等の参考書類や他の受験者の答案を覗き見る等）を行うこと。
（４）他の受験者に答えを教える、解答用紙を見せる等、カンニングの手助けを行うこと。
（５）試験時間中に、配付された問題冊子・解答用紙・下書き用紙を、試験室から持ち出すこと。
（６）解答はじめの指示がある前に、問題用紙を開くこと及び解答を始めたりすること。
（７）解答やめの指示に従わず、筆記用具を持ち続けること及び解答を続けること。
（８）試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ＩＣレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を鞄にしまわず、使用すること。
（９）試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。

上記（１）から（９）以外にも、以下の①から⑦の行為を行うと不正行為となることがあり、場合によっては文書や口頭で警告します。不正行為とみなされた場合は失格とし、それ以降の受験は認めません。また、それまでに受験していた全ての教科・科目の成績を無効とします。

① 試験に関することについて、虚偽の申出を行うこと。
② 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ＩＣレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を鞄にしまわず、身に着けていたり手に持っていること。
③ 監督者に申告せず「座布団」、「クッション」、「タオル」、「ひざ掛け」、「手袋（多汗症用を含む。）」を使用すること。
④ 机の下や服のポケット等に手を入れ続けるなど、不正の疑いがある行為をすること。
⑤ 試験場において、監督者の指示に従わないこと。
⑥ 試験場において、他の受験者に迷惑となる行為をすること。
⑦ その他、試験の公平な実施を損なう恐れのある行為をすること。

障害等のある入学志願者との事前相談

障害を有する等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者のための事前相談を行いますので、相談を希望する場合は、あらかじめ「３．相談先」まで申し出てください。

１．期　限

令和７年１０月２日（木）

※不慮の事故等で期限後に相談が必要となった場合は、できるだけ早く連絡してください。

２．方　法

事前相談申請書（本学所定様式もしくは下記の事項を記載した任意の様式）を作成し、令和８年度大学入学共通テストにおける「受験上の配慮事項決定通知書（写）」及び医師の診断書を添え、提出してください。

なお、必要に応じて、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談等を行います。

事前相談申請書（本学所定様式）：https://www.shiga-med.ac.jp/admission/contact/consultation

申請書に記載する事項

（１）志願者の氏名、住所、連絡先電話番号
（２）入試区分、志願学科
（３）障害等の種類・程度
（４）受験上の配慮を希望する事項
（５）修学上の配慮を希望する事項
（６）出身学校でとられていた配慮事項
（７）日常生活の状況

３．相談先

〒520-2192　滋賀県大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学　学務課入試室入学試験係　　電話　077-548-2071（直通）

個 人 情 報 の 取 扱 い

「滋賀医科大学 Web 出願システム」及び「入学手続システム」へ入力された情報などを含めて、入学者選抜を通して提供された個人情報は「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人滋賀医科大学個人情報保護規程」に基づいて次のとおり適正に取り扱います。

１．提供された個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。

２．入学者に関しては、上記 1.の方法での利用に加え、個人情報を①教務関係（学籍・修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うためにも利用します。

３．入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料作成のために利用します。

４．合格判定資料作成業務（氏名・住所を除く）での利用に当たっては、一部の業務を本学から当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあり、受

託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、匿名化された個人情報の全部又は一部を提供します。

5．国公立大学の一般選抜における合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名、性別、生年月日、高等学校等コード、本学の受験番号及び大学入学共通テストの受験番号に限り、合否及び入学手続に関する個人情報を、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達します。

6．「滋賀医科大学 Web 出願システム」及び「入学手続システム」は京都電子計算株式会社により構築・保守が行われ、登録された個人情報は日本マイクロソフト株式会社の提供するクラウドサービス Microsoft Azure 上に保存されます。データは国内に保存され、日本の法律に準拠して管理されます。

7．Microsoft Azure のセキュリティについては、https://azure.microsoft.com/ja-jp/explore/trusted-cloud/privacy/をご確認ください。

8．Microsoft Azure 上に保存された個人情報は、入学者選抜の終了後、適切なタイミングで Microsoft Azure 上からは完全に削除し、以降は本学のみが保管します。

生成 AI の利用について（注意事項）

本学では、学生・教職員に対し生成 AI 利用の指針について、本学ホームページ「本学の教育現場における生成 AI への向き合い方」（https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/education/ai）にて公表しています。出願に際しては、以下の注意事項を踏まえて、必要な提出書類の作成を行ってください。

【注意事項】

1．生成 AI による成果物をそのまま自己の成果物として提出することは禁止します。

2．出願書類等の作成に当たっては、「アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）」、本学ホームページ「本学の教育現場における生成 AI への向き合い方」を確認してください。

3．不正が疑われたり、入学後に学修上のミスマッチが起きたりしないよう、自らの責任において十分に考えたものを提出してください。

滋賀県医師養成奨学金制度の概要

１．奨学金貸与の対象者

将来、滋賀県内の医療機関等で医師として従事することにより地域医療に貢献する意思を有し、一般の入学者とは別の選抜枠により滋賀医科大学医学部医学科に入学する学生が対象です。

２．奨学金の額等

（１）**年額 180 万円を毎年度一括貸与**します。

（２）大学を卒業するまでの６年間、毎年度貸与します。ただし、休学、留学、復学または留年した場合であっても、**同一人に貸与する奨学金の総額は 1,080 万円です。（貸与回数６回）**

３．貸与契約の解除

大学在学中、次のいずれかに該当した場合に契約を解除します。

（１）大学を退学したとき。

（２）大学から停学の処分を受けたとき。

（３）心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（４）学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。（３度留年した場合 等）

（５）死亡したとき。

（６）奨学金の貸与を受ける者としてふさわしくない非行があったとき。

（７）虚偽その他不正の方法により奨学金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。

（８）その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

４．奨学金の返還

次のいずれかに該当したときは、貸与された奨学金を、年利 10％の利息とともに、該当した日の翌月から６か月以内に一括で返還していただきます。

なお、利息は毎年度貸与した金額それぞれについて、貸与を行った日の翌日から返還事由に該当した日までの期間（「６．奨学金の返還免除」（２）に該当する期間は除く。）の日数に応じ、年利 10％で計算します。

（１）「３．貸与契約の解除」に掲げた事由により、奨学金の貸与契約が解除されたとき。

（２）大学を卒業した日から起算して２年を経過する日までに医師免許を取得しなかったとき。

（３）「６．奨学金の返還免除」（１）に掲げる返還免除の要件に該当しないこととなったとき。（「６．奨学金の返還免除」（２）に該当する期間は除く。）

５．奨学金の返還猶予

奨学金の返還義務が生じた後、引き続き大学または大学院で医学を履修する課程に在籍しているとき、その他やむを得ない理由があるときは、当該期間は返還が猶予されます。

６．奨学金の返還免除

（１）**医師免許取得後、次のア～ウのいずれの条件も満たした場合（イメージ図）、滋賀県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還を全額免除します。**

ア　医師免許を取得した後、直ちに返還免除対象施設※において、引き続き９年間（以下「県内従事期間」という。）、診療業務等（臨床研修および専門研修ならびに行政機関における公衆衛生医師としての業務を含む。以下同様。）に従事すること。

※　返還免除対象施設は以下のとおり。
①県内の病院
②県内の診療所（総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされている診療所、在宅療養支援診療所に限る。）
③県内の行政機関（公衆衛生医師として勤務する場合に限る。）

イ　県内従事期間中、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定める滋賀県医師キャリア形成プログラム（２５ページ参照）に参加すること。

ウ　臨床研修修了後、４年以上、返還免除対象施設（キャリア形成プログラムにおいてＡ群に分類される病院を除く。）において診療業務等に従事すること。

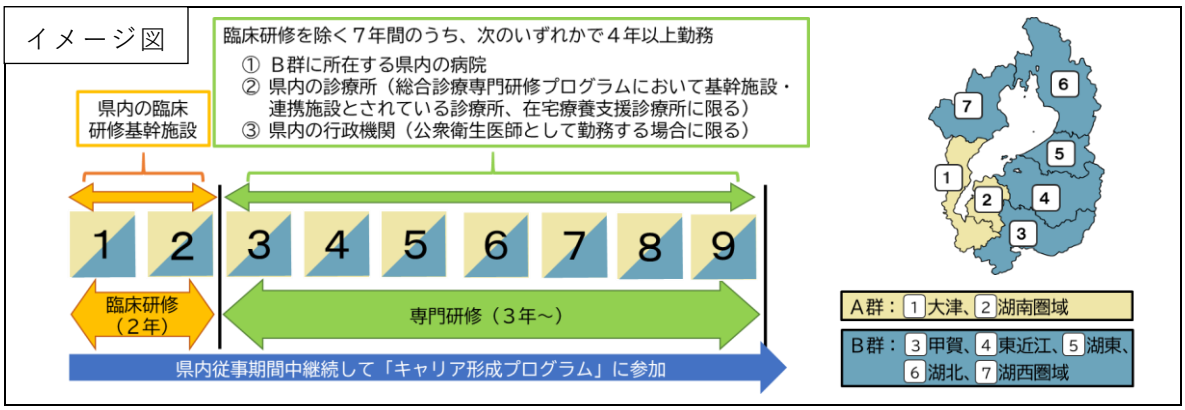

（２）**下表の①～⑧に該当する期間は、県内従事期間に算入されませんので、当該期間分、県内従事期間が延長されます。**

	理由	一時中断できる上限
①	産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。	無制限
②	大学院(医学を履修する課程に限る)に在籍しているとき。 ※県内の医療機関で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合は中断にならない。	通算10年
③	返還免除対象施設以外の医療機関等(海外の医療機関、研究所を含む。)で医療に関する研修(臨床研修を除く。)を受けているとき。	
④	医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。	
⑤	県内の病院の採用試験に不合格となり、県内で臨床研修を受けることができないため、やむを得ず県外の病院で臨床研修を受けているとき。	
⑥	疾病･負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき。	
⑦	返還免除対象施設以外の医療機関等で診療業務等に従事しているとき。(医療に関する研修を受けている場合を除く)	うち合計4年
⑧	臨床研修修了後、残りの県内従事期間において、3年を超えて、キャリア形成プログラムにおいてA群に分類される病院で診療業務等に従事しているとき。	

（３）業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難となったと認めるときは、滋賀県議会の議決を経て、奨学金の返還を全額または一部免除します。

７．その他

（１）本奨学金は、滋賀県医師養成奨学金貸与要綱および同細則に基づき貸与します。

（２）一般社団法人日本専門医機構では、都道府県との同意なく、地域枠等における従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、当該医師を専門医として認定しない取り扱いとされていますので、留意してください。

滋賀県医師キャリア形成プログラムについて

１．目的

（１）対象医師のキャリア形成を支援し、滋賀県の地域医療を支える人材を育成する。

（２）対象医師の県内医療機関への就業や定着を促すとともに、医師が不足する医療機関への派遣により県内の医師偏在の解消を図る。

２．プログラム参加対象者

以下の（１）～（３）の者には、卒業後、本プログラムが適用されます。

（１）**滋賀県医師養成奨学金の貸与を受けた者（地域枠で入学し、卒業した医師）**

（２）滋賀県医学生修学資金（全国の医学部在籍者を対象とした修学資金）の貸与を受けた者

（３）その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

３．プログラム対象診療科

内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療

４．プログラムの対象となる期間

奨学金等の県内従事期間と同じであり、期間中、**県が定めた県内の医師不足地域で一定期間就業する必要があります。**

５．プログラムの策定方針

（１）各診療科のプログラムを滋賀県医師キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）で作成し、滋賀県地域医療対策協議会で決定します。

（２）プログラム参加対象者は、**入学時にプログラムへの参加の同意**、臨床研修２年目に診療科の選択を行います。

（３）プログラム参加対象者が選択した診療科において、センターは県内医療機関での勤務とキャリア形成が両立できるよう、必要なサポートを行います。

（４）プログラム開始後も、センターは随時面談を実施し、プログラム参加対象者の希望を確認し、その都度修正を行います。

※本プログラムは毎年、対象医師や学生に意見聴取を行い、滋賀県地域医療対策協議会において協議のうえ更新しますので、今後変更の可能性があります。

滋賀県キャリア形成卒前支援プランについて

1．目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援する。

2．プラン参加対象者

（1）滋賀県医師養成奨学金の貸与を受けている学生
（2）滋賀県医学生修学資金の貸与を受けている学生
（3）自治医科大学の学生
（4）その他キャリア形成卒前支援プラン※の適用について同意した学生

3．プランの対象となる期間

入学時または当該プランへ適用の同意を得た時から卒業まで。

4．プランの内容（※今後変更の可能性あり）

（1）キャリアサポート定期面談

（2）OB・OG 会

修学資金等被貸与者の先輩医師との交流会で、県内従事期間中の働き方等を質問できます。

（3）プチ・クラ（病院見学）

低学年を対象として滋賀医科大学医学部附属病院での病院見学を実施します。

（4）手技体験会

現役医師を講師に招いて実施する、シミュレーターを利用した手技の体験会です。

（5）「学内で地域医療の体験ができる」課外授業シリーズ

地域で活躍する医師を講師に招き、地域医療を志す医学生等に向けて講義を行います。

（6）滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ「宿泊研修」

滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修を行い、地域の医療機関に勤務する医師や看護師、地元の住民の方と直接交流する機会を設けます。

（7）自治医科大学・地域枠学生の夏季地域医療実習

自治医科大学滋賀県同窓会（さざなみ会）と共同で、地域医療を第一線の現場で体験すること、地域医療に対する動機を明確にすること、将来地域医療に従事する仲間との交流を深めることを目的に地域医療実習を行います。

※本プランは毎年、対象学生に意見聴取を行い、滋賀県地域医療対策協議会において協議のうえ更新しますので、今後変更の可能性があります。

【奨学金・キャリア形成プログラム・卒前支援プランに関する問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部
医療政策課医師確保係
TEL：077-528-3613
e-mail：ef00070@pref.shiga.lg.jp
滋賀県 HP：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/300025.html

詳しくはこちら

滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金制度の概要

地域医療のリーダーとなる資質の高い看護職を養成するとともに、卒業後の県内定着を促進することを目的とした制度です。

大学卒業後、１年６月以内に免許を取得し、県内で６年間看護職員として業務に従事することにより、奨学金の返還が免除されます。制度の概要は以下のとおりです。

１．奨学金貸与の対象者

将来、滋賀県内にある医療機関、福祉施設、保健所等（以下「医療機関等」という。）において看護職員の業務に従事する意思を有し、看護地域枠により大学に選抜され入学する学生が対象です。

２．奨学金の額等

（１）年額 60 万円を毎年度一括貸与します。

（２）大学を卒業するまでの４年間、毎年度貸与します。ただし、休学、留学または留年した場合であっても、**同一人に貸与する奨学金の総額は 240 万円です（貸与回数４回）。**

３．貸与契約の解除

大学在学中、次のいずれかに該当した場合、契約を解除します。

（１）大学を退学したとき。
（２）心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
（３）学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。
（４）奨学生としてふさわしくない非行のあったとき。
（５）死亡したとき。
（６）虚偽その他不正の手段により奨学金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
（７）その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

４．奨学金の返還

奨学生であった者が、**大学を卒業した日（契約が解除された場合は、当該解除の日）の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦もしくは半年賦の均等払いまたは一括払いにより返還していただきます。**

ただし、**「５．返還の猶予」および「６．奨学金の返還免除」の要件に該当する場合はこの限りではありません。**

５．返還の猶予

次のいずれかに該当した場合、**それぞれの理由が継続する期間、奨学金の返還を猶予します。**

（１）奨学金の貸与契約が解除された後、引き続き当該大学に在学しているとき。
（２）返還の免除を受ける見込みがあると認められるとき。
（３）妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。
（４）当該大学を卒業した後、他種の養成施設または大学院に在籍しているとき。
（５）医療機関等を離職した後、３月以内に県内の他の医療機関に再就業しようとするとき。
（６）上記のほか、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により業務に従事していないとき。

６．奨学金の返還免除

（１）大学卒業後、**次のいずれかに該当する場合、県議会の議決を経て、奨学金の返還を全額免除します。**

ア　大学卒業後１年６月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において引き続き６年間業務に従事したとき。ただし、５．返還の猶予に挙げる（３）～（６）の理由により業務に従事できなかった期間を除く。

イ　業務に従事した期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。

（２）奨学生であった者が**次のいずれかに該当する場合、県議会の議決を経て、奨学金の返還を全額または一部免除します。**

ア　死亡または心身の障害により奨学金を返還することができなくなったとき。

イ　上記のほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

７．その他

本奨学金は、滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金貸与要綱および同細則に基づき貸与します。

【奨学金に関する問い合わせ先】

滋賀県健康医療福祉部

医療政策課看護職確保係

TEL：077-528-3613

e-mail：ef00070@pref.shiga.lg.jp

滋賀県 HP：https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/331048.html

詳しくはこちら

学　内　の　略　図

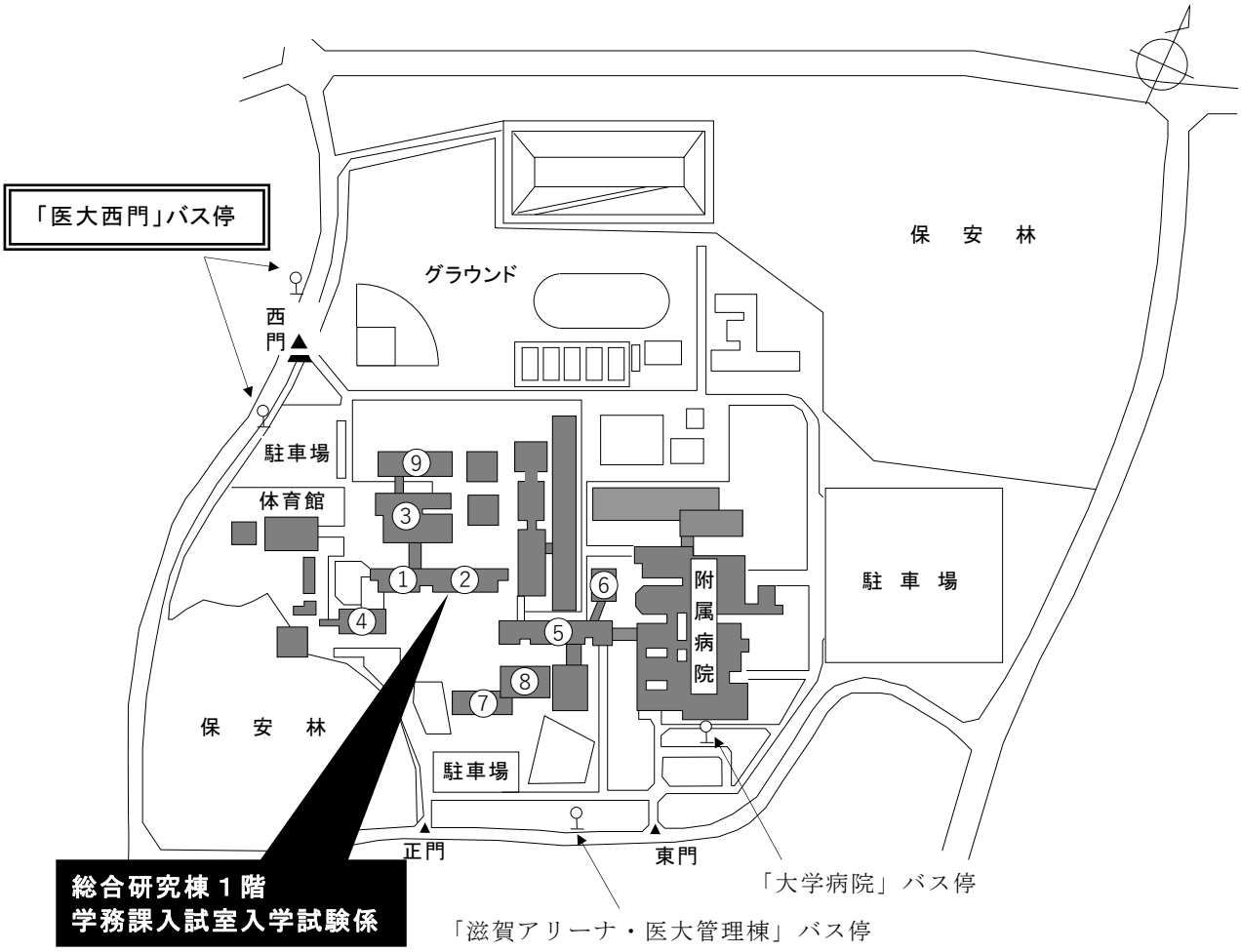

① 一　般　教　養　棟

② 総　合　研　究　棟

③ 基 礎 講 義 ・ 実 習 棟

④ 福　　利　　棟

⑤ 臨　床　研　究　棟

⑥ 臨　床　講　義　棟

⑦ 管理棟・保健管理センター

⑧ 図書館・マルチメディアセンター

⑨ 看　護　学　科　校　舎

交　通　機　関

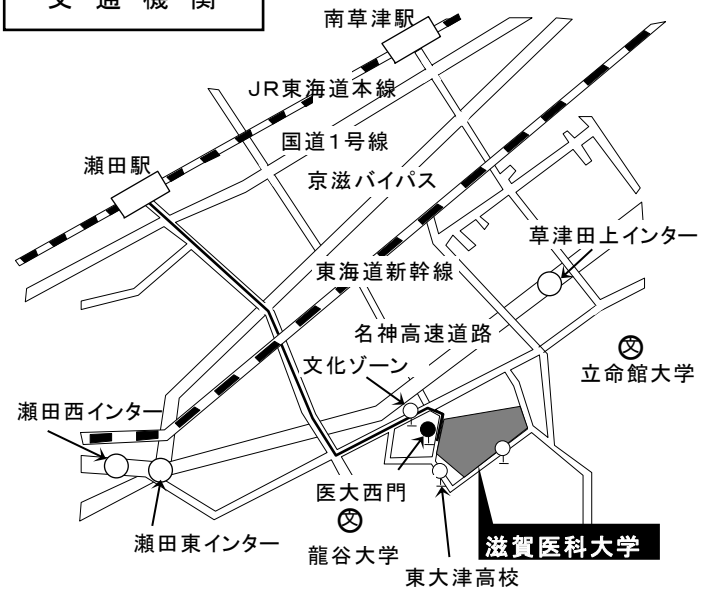

●JR東海道本線（琵琶湖線）瀬田駅前から「大学病院」行き路線バス「医大西門」下車（所要時間約 15 分）

医学科における研究医の養成について

近年、基礎医学の研究と教育を担う医学研究者が不足しています。本学では基礎系研究医の養成のため、医学科在学中から希望する研究室において研究活動に取り組むことによって、医学研究の重要さや面白さを知るための機会を提供する「研究医養成コース」を設けています。

なお、このコースには、入試の区分（一般・推薦・学士編入学）に関係なく参加できます。

1. 研究医養成コース

（1）研究医養成コースは入門研究医コースと登録研究医コースから構成されています。

（2）入門研究医コースへの参加は第 1 学年から可能で、授業時間外での勉学の場を設け、講座への配属を行い、研究医のための動機づけを行います。

（3）登録研究医コースでは 4 つの専攻分野（分子医科学、病理学、法医学、公衆衛生学）から 1 つを選択し、研究課題を決め、更なる勉学を進め、論文発表の機会を持ちます。最短で、入学から 5 年目に PhD－MD 制度*による大学院進学が可能となる（A プラン）ほか、専攻分野によっては、6 年間の医学部教育の後に大学院に進学する（B プラン）と卒後臨床研修をしながら大学院に社会人入学する（C プラン）があります。

*PhD－MD 制度

医学科第 4 学年修了後ただちに大学院医学系研究科博士課程に進学し、本人の意思により博士の学位（PhD）を取得した後、医学科第 5 学年に復学して臨床医を目指す道、あるいは基礎系研究者となる道のいずれかを選択できる制度のことをいい、本学では平成 18 年度から導入しています。

※研究医養成コースの詳細は HP をご確認ください。
https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/education/research-doctor-course

2. 研究医をめざす人材への経済的支援について

研究医養成コースについては、安定した収入源の確保のため、大学院在学期間中に受給可能な奨学金制度を準備しています。

研究医養成コース概念図

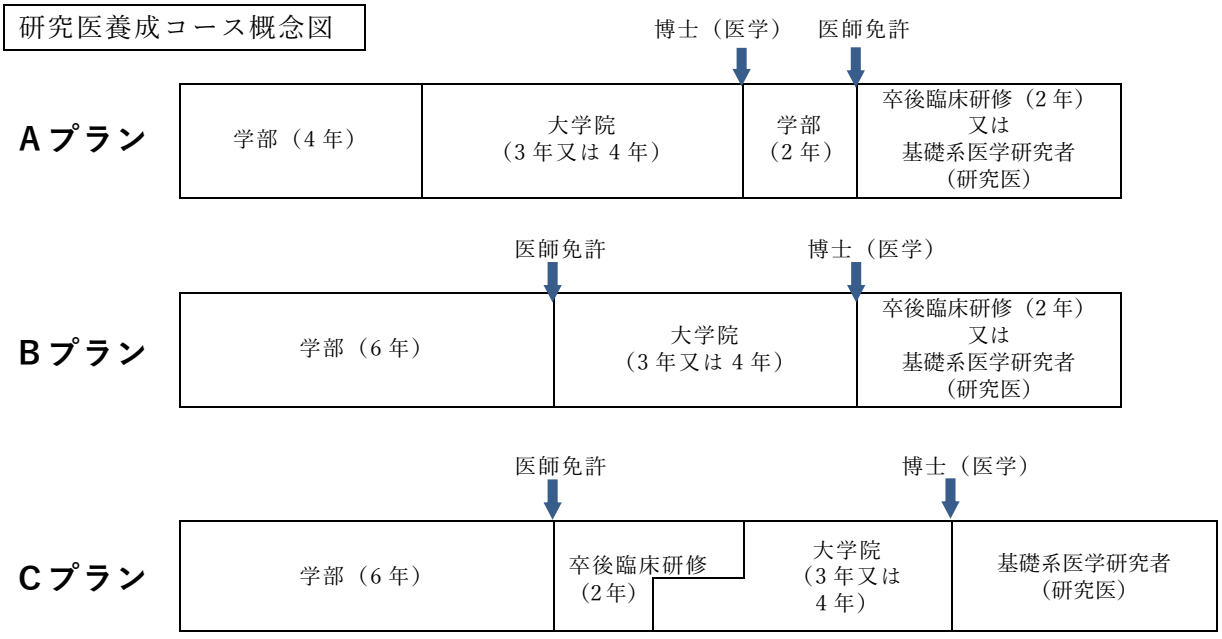

大　学　案　内

本学は、昭和 49 年 10 月に医学部医学科を設けて開学し、昭和 53 年 10 月には附属病院を開院しました。昭和 56 年３月に第１回卒業生を送り出し、昭和 56 年には大学院医学専攻博士課程を設置しました。また、平成６年には医学部に看護学科を、平成 10 年には大学院に修士課程看護学専攻を設置しました。さらに、令和６年には大学院に看護学専攻博士後期課程を設置し、設置にあわせて、修士課程を博士前期課程に名称変更しました。

医学科においては、６年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士（医学）の学位を授与します。また、卒業すると、医師国家試験受験資格が得られます。

なお、医学科には PhD－MD 制度があります。PhD－MD 制度とは、医学科４年修了後ただちに大学院に進学して、博士号の学位（PhD）を取得した後、本人の意思により医学科５年に復学して臨床医を目指す道、あるいは基礎系研究者となる道のいずれかを選択できる制度のことをいいます。

看護学科においては、４年の教育課程を修了し、卒業を認定された者に対して、学士（看護学）の学位を授与します。また、卒業すると、看護師の国家試験受験資格が得られます。なお、保健師または助産師の課程（いずれも選択制・定員制・学内選抜）を修了した者は、看護師のほか保健師または助産師の国家試験受験資格も得られます。

入　学　時　の　諸　経　費

１．入学料　　282,000 円

２．授業料　　267,900 円（前期分）、535,800 円（年額）

（備考）（１）授業料については、年額を納付することができます。

（２）授業料が入学前もしくは在学中に改定された場合は、改定時から新しい授業料を適用します。

３．学生教育研究災害傷害保険（参考：令和７年度）

医学科　　4,800 円（６か年分）

看護学科　　3,370 円（４か年分）

４．学研災付帯学生生活総合保険（参考：令和７年度）

医学科　　51,450 円（６か年分）

看護学科　　37,170 円（４か年分）

修　学　支　援　制　度

１．高等教育修学支援新制度

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。

この制度による支援を受けるには、進学する前年に高校などを通じて、あるいは進学後に大学を通じて、日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金に申し込みが必要です。

授業料等減免の支援額は、次ページの表のとおりです。（給付型奨学金の支援額は「３．奨学金制度（１）日本学生支援機構」の項目に記載。）

【支援額】

授業料等減免上限額	入学料：282,000 円　　授業料：535,800 円

※上記の支援額は、住民税非課税世帯の学生への支援額です。

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の 2/3 又は 1/3 の支援額となります。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→高等教育修学支援新制度

https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/study-support

2．入学料及び授業料の徴収猶予制度

経済的に困難である学生を対象に選考のうえ、入学料及び授業料の徴収を猶予する制度です。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→授業料免除・徴収猶予

https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/tuition-exemption

3．奨学金制度

（１）日本学生支援機構

人物、学業成績ともに優れ、かつ経済的理由により就学困難な者は、日本学生支援機構の選考を経て、奨学金の給付あるいは貸与を受けることができます。なお、日本学生支援機構奨学金の種類と貸与月額は、下表のとおりです。

種類	区分	給付（貸与）月額　　（参考　令和７年度）
給付型奨学金 ※１	自宅通学者	第Ⅰ区分　29,200 円　第Ⅱ区分　19,500 円 第Ⅲ区分　9,800 円 第Ⅳ区分（多子世帯に限る）　7,300 円
	自宅外通学者	第Ⅰ区分　66,700 円　第Ⅱ区分　44,500 円 第Ⅲ区分　22,300 円 第Ⅳ区分（多子世帯に限る）　16,700 円
第一種奨学金 （貸与・無利息）※２	自宅通学者	20,000 円・30,000 円・45,000 円
	自宅外通学者	20,000 円・30,000 円・40,000 円・51,000 円
第二種奨学金 （貸与・有利子）※３		２万円～12 万円の間の１万円単位で希望貸与月額を選択
入学時特別増額貸与奨学金 ※４		10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円の中から選択。初回の奨学金振込み時に増額して貸与。

※１　第Ⅰ～Ⅳ区分に該当せず、多子世帯区分に該当する方は、授業料等減免のみの対象となります。

※２　給付型奨学金受給者は、第一種奨学金の貸与月額が減額されます。詳細は日本学生支援機構ホームページを参照してください。

※３　在学中は無利息、卒業後は３％を上限とする利息付き。

※４　入学時特別増額貸与奨学金だけの貸与はできません。（日本政策金融公庫の国の教育ローンを利用できなかったものに限る）

（２）その他、地方公共団体及び民間の奨学団体による育英奨学制度があります。

【掲載箇所】

本学ホームページ TOP→教育・学生支援→学生生活→奨学金等

https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/student-life/scholarships

福　利　・　厚　生

学内には、生協（食堂・売店・書籍）、コンビニエンスストア、コーヒーショップ、簡易郵便局、キャッシュコーナー等があり、日常生活の便宜が図られています。

健　康　管　理

学生の健康管理のために、保健管理センターを設置し、健康で明るい学生生活が送れるよう、常時、医師及び看護師が、けがや病気の際の応急処置のほか、健康診断をはじめとする集団検診、健康相談、カウンセリング及び保健指導を行っています。

また、本学は敷地内全面禁煙の宣言を行い、国民の健康を守ることを使命とする医療人育成に全力を挙げて取り組んでいます。

保　険　制　度

１．学生教育研究災害障害保険（略称：学研災）

教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合､通学中の事故･学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合及び臨床実習中に接触感染による感染症予防措置を受けた場合、それらの治療等に要した費用について、請求に基づき保険金が支払われる保険です。本学では全員が加入することを原則としています。

２．学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

学研災に賠償責任保険等を追加し、補償範囲を学生生活全般に広げたものです。学生本人のケガや病気、実習中の針刺事故による感染予防のための措置等を受けた場合や患者さんにケガをさせてしまった場合等の補償をするための保険です。本学では、全員が加入することを原則としています。

課　外　活　動

課外活動施設として、体育館、武道場、グラウンド、テニスコート、水泳プール、ヨット艇庫、ボート艇庫、音楽棟、クリエイティブ・モチベーションセンター等があり、次の課外活動団体が活動しています。

文化系

写真部、軽音楽部、コンピュータークラブ、SUMS ESS、美術部、管弦楽団、囲碁・将棋部、茶道部、遊書会、アカペラ・合唱サークル Jingle Jangle、国際保健・地域医療研究会 TukTuk、園芸部、医学研究サークル Affiniche、学習支援ボランティアサークル アトラス、救急医療研究サークル SALSA、若鮎祭実行委員会、ダンスサークル AMU'S、しがぬいぐるみ病院、メンタルヘルス研究会 HAMMOCK、釣りサークル、リレー・フォー・ライフ・ジャパン滋賀医科大学実行委員会、競技かるたサークル、現代文化研究会もだかる！、医工連携サークル　MECA、つながりはぐくみ会

体育系

バドミントン部、硬式庭球部、剣道部、サッカー部、バスケットボール部、ラグビー部、スキー部、バレーボール部、準硬式野球部、ヨット部、水泳部、端艇部、ハンドボール部、ワンダーフォーゲル部、陸上競技部、ソフトボール部、柔道部、ゴルフ部、合気道部、空手道部、卓球部、スノーボード部

通　学　の　交　通　機　関

JR 東海道本線（琵琶湖線）瀬田駅（新快速は停まりませんので普通電車をご利用ください。）から、路線バスで約１５分です。なお、自動車通学は、原則として認めていません

国立大学法人
滋賀医科大学
SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

入学者選抜等に関する照会先

滋賀医科大学　学務課入試室入学試験係

〒520-2192　滋賀県大津市瀬田月輪町
ＴＥＬ　　077-548-2071
E-mail　　hqnyushi@belle.shiga-med.ac.jp
大 学 Ｈ Ｐ　https://www.shiga-med.ac.jp/
携帯サイト　https://daigakujc.jp/shiga-med/